

令和7年2月27日

お客様各位

(一財)長崎県住宅・建築総合センター

## 建築物省エネ適合性判定業務の開始予定等について（お知らせ）

日頃より、当センターの建築確認業務等をご利用いただき感謝申し上げます。

さて、令和7年4月施行の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、下記のとおり業務を開始・変更する予定ですので、今後ともご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 建築物省エネ適合性判定業務の開始について

令和7年4月1日以降に着工する全ての住宅が新たに省エネ基準適合義務の対象になります。当センターでは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、省エネ適合性判定業務を開始する予定です。

- ・業務開始日：令和7年4月1日（予定）
- ・対象建築物：長崎県内の木造一戸建て住宅

#### 2. 建築確認及び検査等の業務範囲の変更について

建築確認・検査の対象等の見直しに伴い、当センターで取扱う対象建築物を変更する予定です。

- ・変更日：令和7年4月1日（予定）
- ・対象建築物：床面積の合計が300㎡以下、階数が2以下、高さが16m以下の木造一戸建て住宅（非住宅床面積が延べ面積の1/2未満かつ50㎡以下の併用住宅を含む）及び付属建築物

#### 3. 留意事項等について

- ・令和7年4月1日の施行日前に着工を予定される場合は、余裕をもって建築確認申請の手続きをされるようお願いいたします。
- ・令和7年4月よりも前に着工予定で確認済証が交付された場合でも、実際の着工が令和7年4月以降になった場合は、完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要になります。省エネ基準への適合が確認できない場合は検査済証が発行されませんのでご留意ください。